

タクシー利用券の交付にあたってのお知らせ

1 支援事業の内容

免許証返納者1人につき1回限り、タクシー券2万円分を交付します。
(1枚500円・40枚綴り)

※追加交付及び再交付は行いませんので保管にご注意ください。

2 タクシー券の利用方法等

(1) タクシー券を利用できる方は「対象者本人」と「対象者本人と同居する運転免許証を保有していない方」です。

(2) 対象者本人は、タクシー券を利用するタクシー運転手に「運転経歴証明書」を提示してください。

対象者本人と同居する運転免許証を保有していない方は、タクシー運転手に「対象者本人の運転経歴証明書」と「対象同居者証明書」を提示してください。

(3) タクシー券に「利用年月日」と「対象者本人の氏名」を記載し、タクシー券をタクシー運転手に渡してください。

(4) タクシー券は、一乗車につき最大「5枚」まで利用できます。

(5) 運賃とタクシー券との差額は「利用者の方が負担」してください。

また、運賃が「500円未満」の場合はタクシー券の利用はできません。

※タクシー事業者からおつりは出ませんのでご注意ください。

3 タクシー券の有効期間

タクシー券の有効期間は、交付決定を受けた日から「3年以内」です。

4 タクシー券の不正使用の禁止

次に掲げる行為はしないでください。

(1) タクシー券を他人に譲渡し、又は担保に供すること。

(2) 有効期間を経過したタクシー券を利用すること。

(3) 不正な目的又は方法でタクシー券を利用すること。

裏面につづく

5 タクシー券を利用できるタクシー事業者

タクシー事業者名	電話番号	所在地
(有)富士タクシー	44-2543	小高区本町一丁目57番地
(有)北郷タクシー	46-4135	鹿島区江垂字榎町3番地
(株)三和商会 (ジャンボタクシーのみ)	※予約センター 26-5945	原町区南町二丁目85番地1
昭和自動車交通(株)	23-2165	原町区大木戸字八方内118番地1
平和タクシー(株)	23-5005	原町区旭町一丁目26番地
のぞみケアタクシー(株)	26-9110	原町区桜井町一丁目139番地1
介護タクシーかえる (※福祉輸送事業限定)	0120-868-649	原町区錦町三丁目51番地5
介護タクシーえみくる (※福祉輸送事業限定)	26-4814	小高区片草字金場台61番地3
介護タクシーまごのて (※福祉輸送事業限定)	090-3785-8615	原町区泉字根渡222-22

※福祉輸送事業限定のタクシーに乗車できる方は限定されております。

※福祉輸送事業限定とは

福祉輸送事業限定事業者の場合、乗車できる方は下記に限定されております。

- ①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ②介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている方。
- ③介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている方。
- ④肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等、単独での移動が困難な方であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方。
- ⑤消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者。